

楽しく介護を学ぶ

3ヶ月半も南国マレーシアはペナン島。糖尿病



で歩くのに不自由さをきたしている義姉ふたりの世話で毎日、庭と家の掃き掃除に片づけ。

さあ、東京の秋を楽しもうと9月19日、まずは映画だとはかりに、小麦農林10号の『稲塚権次郎物語』を観に。初日でしたので主演、仲代

達矢さんが壇上でこの映画を「戦争法案」とはつきり言って、これを通して政治家の皆さんに観てもらいたい、と挨拶し、拍手大喝采。

その後「代々木健康友の会」活動で「楽しく学び、ためになる介護学習」(講師は看護師、金澤明子先生)へ。あれから三週間、いま「三不義」だよって金澤先生の受け売り。抱え上げない、頑張らない、一人で抱え込まないがコツだよって。先生からおまけ

に、「と「ぼけ」防止には自分が理論派か芸術肌か、自分の脳の働き方を知って、弱い方を生き生きとさせると良いかも、

江東区 平塚秀衛

友の会共同墓地 慰霊祭に参加して

代々木健康友の会共同墓地の会第13回合同慰霊祭が9月23日行われました。

私は夫、實を8月7日に肝臓がんで亡くしました。つらい毎日でした。一番心配だったお墓の事はいつもいつも話していましたが、オロオロするばかりでした。娘が民医連に勤務しているので相談すると「共同墓地」のことを紹介してくれました。



9月23日第13回合同慰霊祭はバス2台で出発、海ほたるで休憩をとり、共同墓地のある真福寺東京霊園に向かいました。黙禱、遺族挨拶、納骨とおごそかに行われました。素晴らしい晴天の中での、多くの方々と一緒に式典は進みました。

納骨後は中華街に行きビールを飲み、おいしい中華をいただきました。初めてお会いする方から声をかけていただき夫の姿を思い出しました。泣いてばかりでしたが、「生きなければ」と思いました。

共同墓地の会理事の皆様には深くお礼を申し上げます。有難うございました。これからもよろしくお願い致します。

川口市 高木美智子

会告

もみじまつりの高尾山へ
晩秋の歩こう会は、高尾山を歩きます。登山者の少ない山道を紅葉を愛でながらゆっくり歩きます。

コースは、日影いろはの森↓高尾山↓稲城山↓京王高尾山口駅です。歩行時間は、約3時間です。トレッキングシューズを用意してください。

分、もしくは9時にJR高尾駅北口の小仏方面のバス乗り場に集合
交通費 新宿から約1100円
持ち物 昼食、水、雨具、手袋、帽子
参加費 200円
雨天の場合は中止です。

お知らせ

つりサークル

▽11月7日(土) 午前10時30分〜14時

▽集合 午前8時新宿駅南口改札内(雨天中止)
▽参加費 5000円

こころばん体操

▽11月6日・13日・20日・27日の毎週金曜日

▽午前10時30分〜12時
▽日パビル102号

▽参加費1回毎1000円

千駄ヶ谷北参道こころばん体操

▽11月4日・11日・18日・25日の毎週水曜日

▽午前10時30分〜12時
▽千駄ヶ谷・北参道地域施設(包括支援センター隣)
▽参加費1回毎1000円

ヨーガ教室

▽11月2日・9日・16日・30日の毎週月曜日

▽参加費1回毎1000円

俳句の会

▽11月5日(木) 午後2時〜4時30分

▽千駄ヶ谷社教館
▽会費1000円

書道サロン

▽11月2日・16日(月)

▽午後1時30分〜3時
▽日パビル102号
▽参加費1回毎300円

男の料理教室

▽11月21日(土) 午後6時〜

▽千駄ヶ谷社教館
参加費1000円

健康麻雀

▽11月11日・25日(水) 午後2時〜4時

▽日パビル102号
▽参加費1回毎200円

ジョギング(マフニック)

▽11月22日(日)

▽東京体育館・広場中央
ポール前に午前9時集合。

▽コースは5〜6キロ、1時間半程度です。

布遊び(手づくり小物)

▽11月20日(金) 午後2時〜4時まで

▽代々木病院東館地下会議室
▽参加費500円(非会員600円)

紙面なんでも 法律相談

②遺言書づくりは?

Q. 夫はすでに亡くなっており、長女Aと長男Bがいます。長年私を介護してくれた長女に配慮した遺言を作ろうと考えていますが、AとBとで揉めないか心配です。

A. 誰にどのような財産を相続させたいかというあなたの希望は、遺言書をつくることで、はじめて確実に実現できます。

例えば、Aさんにあなたの所有する自宅と敷地を相続させたい場合、「遺言者は、下記の不動産を長女Aに相続させる」とした上で、土地の所在地や地番、建物の家屋番号などを記載した遺言書をつくりまします。これにより、仮にBさんが反対でも、Aさんは単独で不動産の登記を自分名義に移せます。遺言書の中で、なぜAさんに配慮するのかについてもきちんと触れ、Bさんの理解を求めると良いでしょう。

もし遺言書がない場合、Aさんが「母の介護のため仕事をやめずっと同居してきた。せめて自宅不動産くらいは欲しい…」と望んでも、Bさんの同意なしにAさんだけの所有にすることも登記を移すこともできません。協議で合意できない場合、AさんかBさんが家庭裁判所に調停を申し立てることになるでしょう。調停で合意できなければ、家裁が法定相続どおりに遺産を分割する審判をします。もしAさんがBさんに代償金を払えば単独所有を認める審判もあり得ますが、それが無理ならBさんとの共有か、不動産を売ったお金を2分の1ずつ分ける審判になるでしょう。いずれもAさんには大きな負担ですし、Bさんにとっても紛争自体が大きなストレスでしょう。結局、遺言書があった方がめめ事は防ぎやすいといえます。具体的な内容や書き方については、弁護士にご相談ください。(弁護士・三浦佑哉)

ご連絡は代々木総合法律事務所 電話(3379)5211



薬剤師募集!!

私たちの合言葉は「命は平等」
平和と人権を守る、民医連の薬局です

連絡先 (株)外苑企画商事 電話03(3402)2108

STOP! 『戦争する国』いのち脅かす
オスプレイは東京・横田基地に来るな!
11・21大集会
11月21日(土) 午後1時30分より、福生市・多摩川緑地福生南公園で開催。友の会は、午前11時に西武新宿駅改札前で集合し参加します。ぜひ、一緒に